

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の三第三項、第八条第二項第二号」を「第八条第三項」に、「第十二条の三第三項、第十四条」を「第二十条」に改める。

第三条の九第一項中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項第一号及び第三号中「職員以外の地方公務員等」を「他の団体職員等」に改め、同項第十五号中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第十六号中「第七条の二第六項本文」を「第七条の二第四項本文」に改める。

第三条の十一第一号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第三条の十四第三項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第四条第一項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「関する規定」を「関する規程」に改め、同条第三項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改め、同条第四項中「関する規定」を「関する規程」に、「一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、一般地方独立行政法人等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第五項中「職員以外の地方公務員等」を「他の団体職員等」に改める。
第四条の二の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第一項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第四条の三を削る。

第四条の二の二の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に、「第七条の三第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第四条の三とする。

第四条の四第三号中「又はこれに準ずる」を「の」に改め、同条第四号中「又はこれに準ずる退職」を削る。

第六条の二の見出し中「支給の一時差止め」を「支払の差止め」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第十二条の二第四項」を「第十三条第四項」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に改め、「任命権者に対して」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に、「第十二条の二」を「第十三条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第六条の三とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（退職手当の支給制限）

第六条の二 条例第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による退職手当の支給制限に関し必要な事項については、国家公務員退職手当法第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による国家公務員の退職手当の支給制限の例による。

第七条中「第十二条の三第一項」を「第十五条第一項及び第十六条第一項」に、「第十二条の三の」を「第十五条第一項及び第十六条第一項の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職手当相当額の納付）

第七条の二 条例第十七条第一項から第五項までの規定による退職手当相当額の納付に関し必要な事項については、国家公務員退職手当法第十七条第一項から第五項までの規定による国家公務員の退職手当相当額の納付の例による。

（奈良県職員等に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 奈良県職員等に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十八年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第七条の二第四項」を「第十九条第三項」に改める。

附則第五項、第七項、第二十三項、第二十四項及び第二十五項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。